青梅市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月25日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正にもとづき、事務 手数料を徴収する事項に、戸籍法の一部を改正する法律の施行により開始 する事務を加えたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市事務手数料条例の一部を改正する条例

青梅市事務手数料条例(平成12年条例第22号)の一部を次のように 改正する。

別表中「第2条関係」を「第2条、第4条関係」に改め、同表19の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中38の項を40の項とし、25の項から37の項までを2項ずつ繰り下げ、同表24の項中「の閲覧」の次に「または同法第120条の6第1項の規定にもとづく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類または届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同項を同表26の項とし、同表23の項中「証明書または」を「証明書の交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「または同法第120条の6第1項の規定にもとづく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表25の項とし、同表中22の項を23の項とし、同項の次に次のように加える。

24 戸籍法第120条の3第2項の規定にもと づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関 する法律第7条第1項の規定により同法第6 条第1項に規定する電子情報処理組織を使用 する方法により除籍電子証明書提供用識別符 号の発行を行う場合(当該発行にかかる除籍 電子証明書の請求が同項の規定により同項に 規定する電子情報処理組織を使用する方法に より行われた場合に限る。) における当該発行 および除籍電子証明書提供用識別符号の発行 にかかる除籍電子証明書の請求を行う者が同 時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同 一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もし くは抄本または除籍証明書の請求を行う場合 における当該発行を除く。)

除籍電子証明 書提供用識別 符号1件につ き700円

交 付 時

別表21の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」 を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されてい る事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同 項を同表22の項とし、同表20の項の次に次のように加える。

21 戸籍法第120条の3第2項の規定にもと | 戸籍電子証明 づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関 する法律(平成14年法律第151号)第7 条第1項の規定により同法第6条第1項に規 定する電子情報処理組織を使用する方法(総 務省令で定めるものに限る。以下この項およ び24の項において同じ。)により戸籍電子証 明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該 発行にかかる戸籍電子証明書の請求が同条第 1項の規定により同項に規定する電子情報処

書提供用識別 符号1件につ き400円

交 付 時

理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行にかかる戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。